

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について】

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和6年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 47,353千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 826,890千円

(単位:千円)

事業名		令和6年度予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉関係経費	443,422	197,208	112,604	0	7,862	13,437	112,311
社会保険	社会保険関係経費	300,180	9,382	45,991	0	488	26,107	218,212
保健衛生	保健衛生関係経費	83,288	2,299	7,909	0	4	7,809	65,267
合 計		826,890	208,889	166,504	0	8,354	47,353	395,790

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和6年度当初予算額の17分の7に相当する額とし、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。